

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：18001

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530537

研究課題名（和文）ハンセン病療養所の社会化に関する実践的研究

研究課題名（英文）Dis-institutionalization of leprosarium

研究代表者

森川 恭剛（MORIKAWA YASUTAKA）

琉球大学・法文学部・教授

研究者番号：20274417

研究成果の概要（和文）：差別問題を解決に導く方法として、差別の加害と被害の接点における対向性を、差別から配慮へ転換することがあげられる。そのためには法的正義を「配分」の平等から「匡正」の平等に転換しなければならない。

研究成果の概要（英文）：It would be a very useful solution to change the notion of legal justice from distribution to equation, that is, to introduce a new idea of equational justice, in order that we eliminate the social subordination and stigmatization.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：差別・排除

1. 研究開始当初の背景

1996年4月「らい予防法の廃止に関する法律」が制定された。しかし同法にはハンセン病隔離政策による被害補償に関する規定がなかったため、1998年7月、ハンセン病療養所入所者による国家賠償請求訴訟が提起され、2001年5月、熊本地方裁判所は、隔離政策が違法であったとして国の法的責任を認

めた。これにより同年6月「ハンセン病補償法」が成立し、ハンセン病元患者らに対する被害補償があった。また厚生労働省は元患者らの名誉回復、療養所入所者の在園保障、療養所からの社会復帰および社会生活支援等の具体的な方法について、全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下、全療協）等と協議を重ねた。この検討結果をうけて、2008年6

月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称「ハンセン病問題基本法」、以下「基本法」）が制定された（2009年4月施行）。

同法制定の最大の目的は、全国で2,717人、平均年齢79.5才（2008年5月現在）の療養所入所者が、隔離政策による人生被害の回復を図り、最後の一人まで地域社会から孤立することなく生活できるように、その医療・生活水準を維持することである。そこで同法12条は、療養所入所者の意思に基づいて、地方公共団体・地域住民が療養所の土地、建物、設備等を利用することができることと定めた。こうして療養所を地域住民に開かれた共生の施設へと社会化して、施設利用者を増やすための地域住民等による取り組みが必要となった。

また、近代ハンセン病隔離政策は日本やアメリカを除けば、多くは旧植民地諸国で行われているため、概して社会科学的な研究対象として取り上げられることが少なく、さらにそれらの国では戦後次第に隔離政策から開放政策へと変換されたため、療養所自体がすでにほとんど現存しておらず、その解消の過程もあまり社会的に関心と呼ばなかった。これに対し日本では、世界中でもっとも遅くまで隔離政策が続けられ、そして唯一、隔離政策の被害者に対する国家的な補償が行われた。ハンセン病問題に対する社会的関心は高まっており、全療協を中心とするハンセン病当事者運動も活動を継続中である。この意味で、ハンセン病療養所の社会化は、日本においてこそ、取り組むことのできる差別問題に関する貴重な研究テーマである。

2. 研究の目的

本研究は、ハンセン病療養所の社会化の方法について、実践的に考察・解明すると同時に、この社会化を推進し、差別問題を克服す

るための方法論的検討を行うことを目的とした。

また、法学のあり方の問題として、差別問題を人権問題としてではなく、平等の問題であると把握して、差別の被害者の権利回復を、差別の加害と被害の対向的な立場関係の対等性への転換により実現する、という法的実践の意義を認めようとした。

3. 研究の方法

本研究の方法論的な特徴は、ハンセン病療養所の社会化という実践的課題をうけて、沖縄愛楽園というフィールドにおいて、当事者参加型・市民参加型・行政参加型で、地域社会に密着して、幾つかの取り組みに着手して、その中で差別問題を考察しようとした点にある。具体的には、沖縄愛楽園入所者自治会の構想する療養所の将来像を推進するための方法を考案し実践しようとした。その将来像とは、第1に地域の医療機関として発展することであり、第2にハンセン病資料館を建設することである。第1の目的のためには地域住民が療養所を一般の医療機関として利用するようにならなければならない。第2の目的のためには関連する専門的知識を有する者が幅広く協力しなければならない。いずれにしても地方公共団体や地域住民が積極的に参画してハンセン病療養所の将来像を策定・推進する必要がある。しかし、その障害となっているものがある。一方で社会におけるハンセン病差別であり、このためにハンセン病療養所を訪れる者は特別な問題関心を有する者に限られており、地域社会に開かれた医療機関としての発展が阻害されている。他方で療養所入所者における外部の人間に対する恐怖心・不信感であり、このために入所者と地域住民等が信頼関係を築いてハンセン病資料館等の事業を推進させること

が困難になっている。

そこで本研究は、入所者の側と地域社会の側における、この双方の障害を取り除くための環境づくりの一環として、療養所に地域住民が足を運びやすくなり、また地域住民が入所者に受け入れられるようになるために、沖縄愛楽園自治会・ハンセン病問題ネットワーク沖縄と共同して、以下のような取り組みに着手して、その経過を観察・記録しながら、療養所の社会化の方法や差別問題に対する取り組み方について考察を続けた。

- ①資料館準備室の設置
- ②沖縄県内の資料館・博物館の見学
- ③資料館企画運営委員会の立ち上げ
- ④療養所将来構想シンポの開催
- ⑤園内ガイド養成講座の開催
- ⑥園内ガイドの運営
- ⑦同園退所者による園内ガイドの記録

また、2011年5月に沖縄県内で第7回ハンセン病市民学会が開催されたので、その企画・運営にも参加した。

4. 研究成果

後掲の図書（ハンセン病と平等の法論）にまとめた。

同書はハンセン病への差別に代わる、共生への配慮について法学的な観点から解明を試みたものである。もちろん差別に関する議論の蓄積は法学よりも社会学や歴史学にあり、また、あらゆる差別の中からハンセン病差別だけを取り出してどうにかなるものでもないので、ハンセン病差別を入口として他分野にまたがる考察を加え、さらに実践的な現場の実情をある程度まで踏まえ、全体として差別問題に関する基礎的な論考となるようにした。序章、第1～3章、終章の全5章構成である。

共生への「配慮」は、ミシェル・フーコー

の「自己への配慮」(le souci de soi) から借りており、他者の管理や操作の意味ではなく、障害者権利条約の「合理的配慮」(reasonable accommodation)と同様に、差別のない平等な社会を実現するための望ましい方向性を指している。

序章はハンセン病隔離政策に関する2001年の熊本地裁判決後のハンセン病問題の現在を紹介しながら、ハンセン病問題を患者の権利論や優生主義、また沖縄問題や植民地主義との関係で考察しうることを指摘した。基本的な姿勢として、従来の法学が差別問題に弱かったことを素直に認めるところから出発しようとした。

第1章はヨーロッパ中世のハンセン病と近代日本の隔離政策の関係について歴史的に考察した。ハンセン病においてキリスト教の利他的な「慈善」「愛」が隔離政策と結びついたことを説明し、同時に2000年前のイエスの実践において差別に立ち向かう試みがあったことを指摘した。

第2章はフーコーの理論に学んで近代リベラリズムの法論を離れるとき、人は「差別されない」とする規範的立脚点から平等の法的実践が開かれることを論じた。フーコー権力論から平等の法論を展開する試みであり、同時にドメスティック・バイオレンスや同性愛差別に関する争訟を取り上げ、具体的に法解釈の方法を例示した。

第3章は差別を配慮に置き換える方法について提案した。差別の複合性・互換性のある権力関係の中で、差別の加害と被害の双方の立場性が出会う接点のあることに着目し、そこを対等な対向性へと転換するために、集合的アイデンティティ形成の意義とその社会運動を支える配慮の実践が求められると論じた。

終章は、以上の考察を踏まえ、歴史に学び

反省し社会運動に参加するという円環的な営みに対応する法学方法論として、匡正の平等の法論の仮説を提出した。

以上の概要に若干の補足をすると、匡正の平等を実現するために、同書は次のような喩話をを用いて「差別から配慮へ」の標語を掲げた。

高齢者に座席を譲る配慮をみせる若者の行為規範は「自由」ではないはずである。私は座らなくてよいが、お年寄りは座ったほうがよい。この2人にとってよい状態が選択され、そこに2人の落ち着く対等な対向性が成立している。もちろん若者は座り続けることもできたのだから、これは彼の自由な選択の結果である。エーリッヒ・フロムによれば、人間の自由の最初の行為は知恵の木の実を食べることである。神に逆らう選択をしたことで楽園から追放され、自然を超越する人間への道が敷かれる。人間の歴史を拓くのは自由である。しかし、長いときを経て束縛の解かれた自由な個人となったとき、孤立した近代の人間を再び世界に結びつけるために、その処方箋の1つとして、例えばフロムは「私にはあなたにおいて世界を愛する術がある」と述べる。若者の自由は、眼前の老人において世界を愛することができたのだろうか。これに対し同書は、人間は善悪の選択をする前に「平等」の社会規範をすでに与えられていると考えられることを説こうとした。

若者と老人の旅は続き、やがて若者は床に座り込み、そのまま深く寝入る。老人はまどろみながら人生を懐う。それぞれの仕方で時間を共有する。若者には床で眠る自由があり、老人には座席に収まる自由がある。しかし、これは各人が自由を享受する自由な社会というより、助け合い共に生きる社会と呼ぶことが相応しいと思われる。優先席もなく、誰も座席を譲ることができなくなれば、高齢者

らは差別されているだろう。そのとき座席を譲る配慮の方法があらためて必要になる。しかし、それは各人に各人の自由を割り当てようとしてもなかなか見出せる均衡点ではない。そのまま座るか譲るかはそれなりの選択を要するが、後者の選択は人として2人を向き合えるようにするだけで、直ちに若者に特段の利益を何ももたらさないからである。それは具体的な人間関係の中でずれた等しさの感覚を呼び戻しているだけであり、若者に床で眠る自由が手に入ったのは多分に偶然だろう。この等しさのずれを取り戻すことが「匡正」である。それは優先席の設置という賢明な、もう1つの配分の方法よりも、大切なことであると考えられるのである。

法の目的としての正義とは配分の平等による「自由」の実現にあるとしたのが近代法の考え方であるが、これに対し本研究は「匡正の平等」そのことが法の目的であるという結論に達した。また、そのような平等の法論は偶然性の存在論に依拠することが示唆された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

①森川恭剛、匡正の平等の法論－ハンセン病・優生主義・障害学、琉大法学 86号、査読なし、2011年、1-33

②森川恭剛、ハンセン病とエイズの差別－啓発劇をうけて、琉大法学 82号、査読なし、2009年、51-92

③森川恭剛、DVと正当防衛－福島地会津若松支判平成21・3・26を素材として、法と民主主義 440号、査読なし、2009年、54-57

〔学会発表〕（計2件）

- ①森川恭剛、戦後沖縄のハンセン病在宅治療と退所者、ハンセン病市民学会（第7回）、2011年5月22日、国立療養所沖縄愛楽園（沖縄県名護市）
- ②森川恭剛、戦後本土復帰前の沖縄のハンセン病隔離政策、International Symposium of the Control Policy of Hansen's Disease in Modern East Asia and Medical Human Rights、2009年6月11日、国立台湾師範大学（台北）

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし

〔図書〕（計4件）

- ①森川恭剛、法律文化社、ハンセン病と平等の法論、2012年、234
- ②森川恭剛、米軍犯罪と裁判員裁判、琉球大学編『普遍への牽引力～やわらかい南の学と思想』、沖縄タイムス社、2012年、176-187
- ③森川恭剛、近代沖縄とハンセン病差別、財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史 各論編第5巻 近代』、沖縄県教育委員会、2011年、545-565
- ④森川恭剛、ヨーロッパ中世のハンセン病と近代日本の隔離政策、森尾亮、他編『人間回復の刑事法』、日本評論社、2010年、228-258

〔産業財産権〕

- 出願状況（計0件）
- 取得状況（計0件）

〔その他〕

とくになし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森川 恭剛 (MORIKAWA YASUTAKA)
琉球大学・法文学部・教授
研究者番号：20274417